明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（二八六）　二
○平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二八七）　三
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八八）　四
○民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八九）　六
○確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九〇）
○確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九一）
○確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（二九二）

〔省　令〕
○民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（厚生労働一二五）
○労働基準法施行規則の一部を改正する省令（同一二六）
○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（同一二七）

〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務五三六、五三七）　一七
○民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（厚生労働三四一）　一七
○民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二条の厚生労働大臣が定める基準（同三四二）　二六
○保安林の指定をする件（農林水産一八六一～一八七六）　二六
○保安林の指定を解除する件（同一八七七～一八八〇）　二六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一八八一～一八八八）　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二八六号）（総務省）

1　平成三〇年四月一日から福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市及び松江市を地方自治法第二百五二条の二二第一項の中核市として指定することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二八七号）（内閣府本府）

1　平成二九年一〇月二一日から同月二三日までの間の暴風雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

(一)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(二)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

(三)　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八八号）（環境省）

1　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める特定外来生物となる外来生物として、シリアカヒヨドリ等を追加することとした。（別表第一関係）

2　法第二条第一項の政令で定める特定外来生物となる外来生物として、ガー科に属する種とガー科に属する他の種の交雑により生じた生物等を追加することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年一月一五日から施行することとした。

◇民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二八九号）（厚生労働省）

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日は平成三〇年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年一月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成三一年四月一日とすることとした。

◇民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令（政令第二九〇号）（厚生労働省）

1　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（以下「法」という。）第八条第四号の政令で定める法律は、次のとおりとすることとした。（第一条関係）

(一)　生活保護法
(二)　社会福祉法
(三)　社会福祉士及び介護福祉士法
(四)　介護保険法
(五)　児童虐待の防止等に関する法律
(六)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(七)　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(八)　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(九)　子ども・子育て支援法
(〇)　国家戦略特別区域法（第一二条の五第一五項及び第一七項から第一九項までの規定に限る。）

2　法第二六条第三号の政令で定める法律は、次のとおりとすることとした。（第二条関係）

(一)　児童扶養手当法
(二)　特別児童扶養手当等の支給に関する法律
(三)　児童手当法
(四)　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律
(五)　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法
(六)　1の(二)、(七)、(九)及び(〇)に掲げる法律

3　指定都市において、法第四一条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第一七四条の二六第一項に定めるところによることとした。（第三条関係）